

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 平成19年度決算(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

##### ・歳入歳出決算の概要 (漁船普通保険勘定)

(単位：百万円)

歳入		歳出	
漁船再保険収入	7,509	漁船再保険費	769
再保険料	49	漁船保険振興費	2
一般会計より受入	7,148	漁船保険中央会交付金	6,696
前年度繰越資金受入	311		
雑収入	79		
合計	7,589	合計	7,469

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …… 7,148百万円  
(予算に計上した繰入金の額) …… 7,148百万円

(相違した理由)

該当なし

- ・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法(剰余金の額) …… 120百万円

(剰余金が生じた理由)

保険事故が少なかったため、再保険金を要することが少なかったため。

(剰余金の処理の方法)

剰余金の額 120百万円のうち翌年度に繰り越す必要がある未経過再保険料、支払備金491百万円を控除すると決算上 371百万円の不足が生じる。

この不足金については、「特別会計に関する法律」(以下「法」という。)第178条第2項の規定により積立金から補足する。

- ・平成19年度末における積立金及び資金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日)) …… 10,895百万円

(平成19年度決算により積立金から

補足する額) ……

371百万円

(積立金の目的)

普通保険等再保険事業を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

この積立金の水準について民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝再保険金等の支払余力総額／（通常の予測を超える危険に相当する額×1/2）×100

①再保険金等の支払余力総額＝103億円（平成19年度末決算処理後の積立金105億円に未収再保険料を加えた額から満期保険責任準備金を除く。）

②通常の予測を超える危険に相当する額＝57億円

ア 一般保険リスク＝2億円（保険料基準リスク…船舶保険、その他の保険、積荷保険を適用）

(a) 漁船普通保険

(H19保険料4億円×リスク係数56%)

(b) 船主責任保険

(H19保険料0.6億円×リスク係数17%)

(c) 積荷保険

(H19保険料0.3億円×リスク係数21%)

(a) + (b) + (c) = 2億円

イ 巨大災害リスク＝54億円（過去最大の金額被害等を基に算出）

（算定方法：過去最大支払保険金額×再保険割合－再保険者の責任部分－再再保険料）

(a) 漁船普通保険

(237億円(H7)×86.4%－153億円－4億円)＝48億円

(b) 船主責任保険

(33億円(H3)×90%－40億円－1億円)＝－1億円

(c) 積荷保険

(9億円(S63)×90%－1億円－0億円)＝7億円

(a) + (b) + (c) = 54億円

③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝①/(②×1/2)×100≒362%

※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項（保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等）

・保険料率の算定根拠

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の4第3号により、農林水産大臣が定める保険料率を下回らない範囲で組合が保険約款で定めることとされている。

また、農林水産大臣が保険料率を定める際には、過去10年間の危険率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・保険料率を見直す仕組み

概ね3年毎に定期的に危険率の見直しを行い、必要に応じて保険料率を改定することとしている。

（漁船特殊保険勘定）

（単位：百万円）

歳入		歳出	
漁船特殊再保険収入	288	漁船特殊再保険費	216
特殊再保険料	17		
前年度繰越資金受入	270		
雑収入	12		
合計	301	合計	216

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし

・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法(剰余金の額) …… 85百万円

(剰余金が生じた理由)

保険事故が少なかったため、特殊再保険金を要することが少なかったため。

(剰余金の処理の方法)

剰余金の額 85百万円のうち翌年度に繰り越す必要がある未経過再保険料 0百万円を控除すると決算上 85百万円の剰余が生じる。

この剰余金のうち、再保険金等に充てるために必要な金額を、法第178条第1項の規定により積立金として積み立てる。

・平成19年度末における積立金及び資金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日)) …… 4,163百万円

(平成19年度決算により積み立てる額) …… 85百万円

(積立金の目的)

特殊保険再保険事業を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

この積立金の水準について民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率=再保険金等の支払余力総額/(通常の予測を超える危険に相当する額×1/2)×100

①再保険金等の支払余力総額=42億円(平成19年度決算処理後の積立金42億円に未収再保険料を加えた額)

②通常の予測を超える危険に相当する額=80億円

ア 一般保険リスク=0.6億円(保険金基準リスク…船舶保険を適用)

(直近3年(H17~H19)の平均支払再保険金1億円×リスク係数62%)

イ 巨大災害リスク=79億円(過去最大の金額被害等を基に算出)

(算定方法:過去最大支払保険金額×船価上昇率×再保険割合-再保険料)

(5億円(S28)×17.33×90%-0.2億円)=79億円

③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率=①/(②×1/2)×100≒107%

※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

・保険料率の算定根拠

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第21条の2第1項第4号により、組合が約款において保険料率を定めることとされている。

なお、組合は、同法第44条の2第3項により、農林水産大臣から保険料率の変更命令を受けたときは、保険約款にある保険料率を変更することとされている。

また、農林水産大臣が保険料率の変更を命令する際には、過去5年間の危険率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・保険料率を見直す仕組み

概ね3年毎に定期的に危険率の見直しを行い、必要に応じて保険料率を改定することとしている。

(漁船乗組員給与保険勘定)

(単位：百万円)

歳入		歳出	
給与再保険収入	3	給与再保険費	-
給与再保険料	3		
前年度繰越資金受入	0		
雑収入	6		
合計	10	合計	-

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし

・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法(剰余金の額)……

10百万円

(剰余金が生じた理由)

保険事故が発生しなかったため、給与再保険金を要しなかったため。

(剰余金の処理の方法)

剰余金の額 10百万円のうち翌年度に繰り越す必要がある未経過再保険料 0百万円を控除すると決算上 9百万円の剰余が生じる。

この剰余金のうち、再保険金等に充てるために必要な金額を、法附則第46条第4項において読み替えられた法第178条第1項の規定により積立金として積み立てる。

・平成19年度末における積立金及び資金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日))……

1,265百万円

(平成19年度決算により積み立てる額)……

9百万円

(積立金の目的)

漁船乗組員給与保険再保険事業を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

この積立金の水準について民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝再保険金等の支払余力総額／（通常の予測を超える危険に相当する額×1/2）×100

- ①再保険金等の支払余力総額＝13億円（平成19年度決算処理後の積立金13億円に未収再保険料を加えた額）
- ②通常の予測を超える危険に相当する額＝16億円
  - ア 一般保険リスク＝51万円（保険金基準リスク…その他の保険を適用）  
（H19保険料304万円×リスク係数17%）
  - イ 巨大災害リスク＝16億円（過去最大の金額被害等を基に算出）  
（算定方法：過去最大支払保険金額×給与単価上昇率×再保険割合－再保険料）  
（1.3億円（S31）×14.02×90%－0.03億円）＝16億円
- ③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝①/（②×1/2）×100≒155%  
※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項（保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等）

・保険料率の算定根拠

漁船乗組員給与保険法施行規則（昭和27年農林水産省令第87号）第2条第1項第1号により、組合が約款において保険料率を定めることとされている。

なお、組合は、漁船乗組員給与保険法（昭和27年法律第212号）第26条第3項により、農林水産大臣から保険料率の変更命令を受けたときは、保険約款にある保険料率を変更することとされている。

また、農林水産大臣が保険料率の変更を命令する際には、過去5年間の危険率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・保険料率を見直す仕組み

概ね3年毎に定期的に危険率の見直しを行い、必要に応じて保険料率を改定することとしている。

（漁業共済保険勘定）

（単位：百万円）

歳入		歳出	
漁業共済保険収入	7,832	漁業共済保険費	2,528
保険料	-	漁業共済組合連合会交付金	4,866
一般会計より受入	7,415		
前年度繰越資金受入	416		
雑収入	-		
合計	7,832	合計	7,394

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金金額及び当該繰入金金額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）…………… 7,415百万円

（予算に計上した繰入金金額）…………… 7,554百万円

（相違した理由）

引受保険金額が予定より少なかったこと等のため

・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法(剰余金の額) …… 437百万円

(剰余金が生じた理由)

共済事故が少なかったため、保険金を要することが少なかったため

(剰余金の処理の方法)

剰余金の額 437百万円のうち翌年度に繰り越す必要がある未経過保険料、支払備金 7,905百万円を控除すると決算上 7,468百万円の不足が生じる。

この不足金は、補足すべき積立金がないので、このまま決算を結了する。

・平成19年度末における積立金及び資金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日)) …… -

(平成19年度決算により積立金から

補足すべき額) ……

7,468百万円

(積立金の目的)

漁業共済保険事業を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金等の十分な支払能力を確保するため。

なお、漁業共済保険勘定においては、現在積立金を保有していない。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

・共済掛金率の算定根拠

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第112条第1項の規定により、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下回らない範囲で組合が共済規程で定めることとされている。

また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去10年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・共済掛金率を見直す仕組み

概ね3年毎に定期的に被害率の見直しを行い、必要に応じて基準共済掛金率を改定することとしている。

(一般会計繰入未済金)

漁業共済保険勘定においては、一般会計繰入未済金が約220億円ある。

(業務勘定)

(単位:百万円)

歳入		歳出	
他会計より受入		業務取扱費	1,032
一般会計より受入	1,032		
雑収	0		
前年度剰余金受入	0		
合計	1,032	合計	1,032

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) ……

1,032百万円

(予算に計上した繰入金の額) ……

1,048百万円

(相違した理由)

経費の節減により、庁費を要することが少なかったこと等のため

- ・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由……該当なし
- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法  
(剰余金の額) …… 0百万円  
(剰余金が生じた理由)  
本勘定は、必要額のみ一般会計から繰り入れていることから、千円未満の剰余金が発生している。  
(剰余金の処理の方法)  
翌年度の業務取扱費に充てるため、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる。
- ・平成19年度末における積立金及び資金の残高……該当なし
- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項  
特になし

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に関するお問合せ先  
水産庁漁政部漁業保険管理官付経理班歳出係  
(代表)03-3502-8111 (内線)6639